

令和3年3月19日

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所
介護予防・日常生活支援総合事業所

管理者様

諏訪広域連合介護保険課長

令和3年度介護報酬改定に係る届出の提出について（通知）

日頃から介護保険事業につきまして、格別の御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、令和3年度介護報酬改定に伴い、新たな加算の創設、現行の加算の廃止、
現行の加算に関する算定要件の見直し等が行われました。

つきましては、令和3年度介護報酬改定に係る加算を算定する介護サービス事業所は、
下記により加算算定に係る届出書類を作成し、提出してください。

なお、本通知に定める内容は、令和3年度介護報酬改定によるものでない加算の
算定等については対象外となります。

記

1 提出書類

- (1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に関する体制等状況一覧表（令和3年4月版）
- (3) 加算算定要件の確認できる書類
※各加算の算定要件を確認のこと

2 提出部数

1部

3 提出書類掲載場所

次の諏訪広域連合ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。
「新着情報」→「令和3年度介護報酬改定に伴う届出書の提出について」 又は
「介護保険」→「事業者等の皆様へ」→「令和3年度介護報酬改定に伴う届出書の
提出について」

4 提出期限

令和3年4月15日（木）【必着】

※他の指定権者とは期限が異なります。他の指定権者に係る届出の期限については各指定権者へお問い合わせください。

※提出期限を過ぎた場合、令和3年4月サービス提供分（一部サービスについては5月サービス提供分も）の加算算定はできませんので、期日厳守で提出してください。

5 提出先

諏訪広域連合介護保険課に、メール、郵送又は持参にて提出してください。

6 留意事項

・新たに追加された加算項目だけでなく、算定要件が変更されたものについては既存の加算項目等であっても改めて届出が必要となります（別表参照）。

・別表に掲載している加算項目について届出がない場合には、「なし」又は「対応不可」として取り扱います。

・別表については、資料「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」内で示された「既存のサービス事業所の届出留意事項」のうち、諏訪広域連合への届出に係る部分を一部抜粋したものとなります。

・体制届の受理後であっても、今後示される厚生労働省のQ&A等により、お問い合わせ時に説明した内容を変更し、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

7 その他

・加算に関するご不明点等は、厚生労働省から発出される報酬改定に係る解釈通知およびQ&A等を十分ご確認ください。うへで、質問票（別紙様式1）にてメール又はFAXでお問い合わせください（原則、電話での受付はいたしません）。

・いただいた質問は内容を精査し、国の通知等を踏まえたうえで、特に多くいただいたご質問についてはQ&Aとしてまとめる予定です。（そのため回答に時間を要する場合や、Q&A掲載をもって回答に代えさせていただく場合があります。）

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味 宮田 高橋
Tel：0266-82-8162
Fax：0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp

令和3年度介護報酬改定に伴い届出が必要な項目（一部抜粋）

本表は、「既存のサービス事業所の届出留意事項」の一部抜粋となります。

項番	サービス種類	届出項目	届出の取扱い
1	・全サービス共通	「LIFE への登録」 「1：なし」 「2：あり」 を新設 ※LIFE の活用等が要件として含まれる加算（別紙参照）については、「2：あり」として届出をしないと当該加算を請求できません。	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
2	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「認知症専門ケア加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
3	・地域密着型通所介護	「個別機能訓練加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 を新設	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
4	・地域密着型通所介護	（現）「ADL 維持等加算」 ↓ （新）「ADL 維持等加算Ⅲ」 に名称変更	既存届出内容が「2：あり」であっても 必ず新規届出が必要 。
5	・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護	（現）「入浴介助体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 ↓ （新）「入浴介助加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」であっても新規届出が必要。

6	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 	<p>「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス ・地域密着型通所介護 ・通所型サービス（独自） 	<p>「科学的介護推進体制加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・通所型サービス（独自） 	<p>「生活機能向上連携加算」</p> <p>(現)「1：なし」 「2：あり」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新)「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」であっても新規届出が必要。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・通所型サービス（独自） 	<p>(現)「口腔機能向上体制加算」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新)「口腔機能向上加算」</p> <p>に名称変更</p> <p>(加算に新たな区分が追加されていますが、体制等状況一覧表の届出項目は「1：なし」、「2：あり」から変更ありません)</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」であっても新規届出が必要。</p>

10	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・通所型サービス(独自) 	<p>「サービス提供体制強化加算」</p> <p>(現)「1:なし」 「4:加算Ⅰイ」 「2:加算Ⅰロ」 「3:加算Ⅱ」 ↓ (新)「1:なし」 「5:加算Ⅰ」 「4:加算Ⅱ」 「6:加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型) ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用型) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>「サービス提供体制強化加算」</p> <p>(現)「1:なし」 「5:加算Ⅰイ」 「2:加算Ⅰロ」 「3:加算Ⅱ」 「4:加算Ⅲ」 ↓ (新)「1:なし」 「6:加算Ⅰ」 「5:加算Ⅱ」 「7:加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>「サービス提供体制強化加算」</p> <p>(現)「1:なし」 「2:加算Ⅰイ」 「3:加算Ⅰロ」 「4:加算Ⅱ」 「5:加算Ⅲ」 ↓ (新)「1:なし」 「6:加算Ⅰ」 「2:加算Ⅱ」 「7:加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要(取り下げ含む)。</p> <p>なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>

1 3	・地域密着型介護老人福祉施設	(現)「介護ロボットの導入」 ↓ (新)「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」 に名称変更	新規届出がない場合は、「1:なし」とみなす。
1 4	・地域密着型特定施設入居者生活介護	「テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)」 「1:なし」 「2:あり」 を新設	新規届出がない場合は、「1:なし」とみなす。
1 5	・地域密着型特定施設入居者生活介護	「入居継続支援加算」 (現)「1:なし」 「2:あり」 ↓ (新)「1:なし」 「2:加算Ⅰ」 「3:加算Ⅱ」 に変更	算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については 必ず新規届出が必要 。 なお、新規届出がない場合は 新加算を算定できません 。
1 6	・地域密着型特定施設入居者生活介護	「看取り介護加算」 新たな区分として「加算Ⅱ」 を新設 (体制等状況一覧表の届出項目は「1:なし」、「2:あり」から変更ありません)	新たな区分が新設されたため 必ず新規届出が必要 。 なお、新規届出がない場合は 「1:なし」とみなす 。
1 7	・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型通所介護	「ADL維持等加算〔申出〕の有無」 「1:なし」 「2:あり」 を新設	新規届出がない場合は、「1:なし」とみなす。 算定にあたっては、申出を「2:あり」として届出する必要があります。

18	・居宅介護支援	<p>「特定事業所加算」 (現)「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 ↓ (現)「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算A」 に変更</p>	<p>算定要件が変更となったため「1：加算Ⅰ」、「2：加算Ⅱ」、「3：加算Ⅲ」については必ず新規届出が必要。</p> <p>なお、新規届出がない場合は、「5：加算A」は算定できません。</p>
19	・居宅介護支援	<p>「情報通信機器等の活用等の体制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
20	・地域密着型介護老人福祉施設	<p>「褥瘡マネジメント加算」 新たな区分として「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」を新設</p> <p>(体制等状況一覧表の届出項目は「1：なし」、「2：あり」から変更ありません)</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
21	・地域密着型介護老人福祉施設	<p>「栄養マネジメント強化体制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
22	・地域密着型介護老人福祉施設	<p>「自立支援促進加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
23	・地域密着型介護老人福祉施設	<p>「安全管理体制」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。
24	・地域密着型介護老人福祉施設	<p>「安全対策体制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。

<p>・地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
<p>・地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>「排せつ支援加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
<p>・地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>「テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）」 「1：なし」 「2：あり」 を新設</p>	<p>新規届出がない場合は、「1：なし」とみなす。</p>
<p>・地域密着型通所介護</p>	<p>「サービス提供体制強化加算」 (現)「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 ↓ (新) ①イ：本体報酬が「地域密着型通所介護費」の場合 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」 に変更 ②ロ：本体報酬が「療養通所介護費」の場合 「1：なし」 「8：加算Ⅲイ」 「4：加算Ⅲロ」 に変更</p>	<p>算定要件が変更となったため、現行の加算を算定している事業所については必ず新規届出が必要（取り下げ含む）。 なお、新規届出がない場合は新加算を算定できません。</p>